

令和4年（行ウ）第302号・同第446号・同第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原 告 [REDACTED]

参加原告 [REDACTED]

被 告 千代田区長 外1名

令和6年9月4日

証 抛 申 出 書

東京地方裁判所民事第2部B d係 御中

原告ら及び参加原告訴訟代理人弁護士 大 城 聰



同 福 田 隆 行



同 熊 澤 美 帆



同 久 道 瑛 未



頭書事件につき、原告らは、次の3名の人証申請を行う。

第1 本人 [REDACTED]

1 本人の表示等
[REDACTED]



2 尋問予定時間

約 15 分・同行

3 立証趣旨

- (1) 令和3年9月21日の、沿道の方々との思いの乖離があるとすれば対立にならないような形で進めていきたいとの印出井部長の答弁後も、千代田区は住民との対話を行っていないこと
- (2) 千代田区は約款第19条に基づき「工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければいけない」状況にあること
- (2) その他本件に関連する事項

4 尋問事項

- (1) 住民訴訟を提起した理由
- (2) 多くの住民がイチョウの伐採に反対していること
- (3) 住民が被告との対話を求めていること、対話が実現したか否か
- (4) その他本件に関連する一切の事実

第2 証人 印出井 一美（環境まちづくり部景観・都市計画課長事務取扱計画担当部長（当時））

1 証人の表示等

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所内

印出井 一美

2 尋問予定時間

約30分・呼び出し

3 立証趣旨

- (1) 令和3年9月21日の区議会企画総務委員会における、印出井部長は、「この神田警察通りの整備については、やはり1.4キロの延長の中で、神田エリアを東西に位置する区道として、まちづくりと一体となった道づくりの検討が必要だということで、10か年にわたり、まさに沿道の、道路整備方針、その当時はできていませんけれども、道路整備方針と同様の、沿道町会、沿道商店会の方々の議論の積み重ねの中で、道路整備の方向性がまとまってきたものでございます。それで、先ほど申し上げましたとおり、Ⅱ期工事やⅢ期に向けた整備の方向性としましては、そういった中では、大方、全会一致と言っていいほどの共通理解が図られているところでございます」との答弁が虚偽であること
- (2) 令和3年9月21日の区議会企画総務委員会における「地域のこととをよく知る人たちのそういうご議論と、ご指摘のとおり、それ以外の沿道の方々との思いの乖離があるとすれば、それをできるだけ、おっしゃるとおり、対立にならないような形で進めていきたいと、検討を進めていきたい」、「今後、工事の内容であったり、Ⅲ期工事以降に向けた、様々な先ほど来ご答弁申し上げているような取組については、前向きに検討してまいりたいと思います」、「我々としては、今後も広く意見を聞き、それをフィードバックしながら、対話

の下で道路整備、公園整備、まちづくりを進めていくように努めてまいりたいというふうに思います。」との答弁が虚偽であること

(3) その他本件に関連する事項

4 尋問事項

- (1) 「大方、全会一致と言っていいほどの共通理解が図られていることの対象について
- (2) 街路樹の伐採について近隣住民の共通理解が図られていたのか否か
- (3) 千代田区政及び千代田区議会において使われる住民との「対話」の意味
- (4) 街路樹の伐採に関して工事内容の変更ができない法的・理由及び政治的理由
- (5) その他本件に関連する一切の事実

第3 証人 須貝 誠一（環境まちづくり部基盤整備計画担当課長）

1 証人の表示等

〒102-8688

東京都千代田区九段南一丁目2番1号 千代田区役所内

須貝 誠一

2 尋問予定時間

約30分・呼び出し

3 立証趣旨

- (1) 令和3年9月21日の区議会企画総務委員会における「当初の目的

の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」との答弁が虚偽であること

(2) その他本件に関連する事項

4 尋問事項

- (1) 証人の道路整備行政に関する経歴及び区議会での答弁における役割
- (2) 「当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういうことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」と答弁した理由
- (3) 神田警察通りガイドラインに従い、神田警察通りの道路整備を「車線数を4車線から3車線に減少し、駐車レーンを原則廃止するなどの整備を行い、自動車中心から人と賑わい中心の道路へと転換を図る」(甲2、5頁)ように実施した場合、既存の街路樹であるイチョウを伐採しないで、「当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していく」ことを達成することができた否か
- (4) 「Ⅱ期工事は予定通り樹木の更新を予定している」との区の方針を認識した時期
- (5) I期工事では街路樹を保存することを決めた後でもⅡ期工事では予定通り樹木の更新を予定していると決めた時期と理由
- (6) Ⅱ期工事に関して既存の街路樹がその位置にある状態で道路整備する方法に関する区役所内での検討過程及び区役所外の専門家への諮問状況

- (7) 神田警察通り沿道整備推進協議会の運営における証人の役割及び事務局発言の根拠と理由
- (8) 2020年12月25日令和2年企画総務委員会において「保存案は、街路樹を残すことで大きな樹木を生かして緑陰の創出ができるというメリットがありますが、歩行者の有効幅員2メートルを確保できないという、安全面のデメリットがございます」と答弁した意図及び保存案の作成過程
- (9) 駐車レーンまたはパーキングメーターをⅡ期工事区間に設置する場合における既存の街路樹を伐採しないで歩道を拡幅して道路整備する方法の可否
- (10) その他本件に関連する一切の事実

以上